

## 議案第61号

杉並区胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会条例

(設置)

第1条 杉並区が実施する胃内視鏡検査による胃がん検診に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 胃内視鏡検査による胃がん検診の対象者、実施方法等に関すること。
- (2) 胃内視鏡検査による胃がん検診の有効性及び精度管理に関すること。
- (3) 胃内視鏡検査による胃がん検診を実施する医療機関及び検査医の認定に関すること。
- (4) 胃内視鏡検査による胃がん検診に係る画像点検及び二重読影に関すること。
- (5) 胃内視鏡検査による胃がん検診に関する研修会等に関すること。
- (6) 胃内視鏡検査による胃がん検診に伴う偶発症の対策に関すること。
- (7) 胃内視鏡検査による胃がん検診に関するデータベースに関すること。
- (8) その他胃内視鏡検査による胃がん検診に関すること。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 医師 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区胃内視鏡検査による胃がん 検診精度管理審議会	会長日額 19,000円 委員日額 16,500円
------------------------------	------------------------------

(提案理由)

胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会を設置する等の必要がある。